

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に
基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する
託送供給等約款料金の算定に関する省令附則第 2 条に基づく

届 出 書

本流系発第 4 号
平成 27 年 8 月 31 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力株式会社

代表取締役社長 勝野 哲
社長執行役員

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令附則第 2 条の規定により、次のとおり同省令第 26 条第 3 号イ(1)に掲げる額を届け出ます。

届 出 内 容	
第 26 条第 3 号イ(1)に掲げる額	10 円 55 銭